

CULTURE & ARTS BULLETIN

適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」¹の実行性確保の観点から開設されるものであり、個人で活動する芸術家等と、事業者や文化芸術団体等との間で生じる、契約に関する疑問やトラブル等について弁護士が相談に対応することです。相談は無料であり、文化庁ホームページ内に設置する相談受付フォーム²に具体的な相談内容を入力して相談の受付を行えば、原則として10日以内に文化庁から事業を委託した「弁護士知財ネット」の担当弁護士による回答が電子メールにて得られるとのことです³。

また、文化庁は同日、相談窓口の開設に合わせて、文化芸術分野の契約に関係して生じる問題及びトラブル並びに文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドラインについて、よくある質問例とその回答を文化庁ホームページ上で公開しました⁴。質問例には「口約束でも契約になりますか。」といった契約に関する基本的な質問から、「当初の契約では合意していない利用がされた場合（映像のパッケージ化等）、追加報酬を請求できますか。」といった実務上起こり得る具体的な契約トラブルに関する質問までが対応策とともに紹介されています。

相談窓口の開設及びよくある質問の公開は、慣習的に不利な条件の下で業務に従事せざるを得ないことが多い芸術家等にとって、安心・安全な文化芸術活動環境を確保するための一助となる施策であると考えています。2022年度の相談窓口の開設期間は、当初2023年2月末日までとされていましたが、同年3月17日（金）まで延長されています。今後、文化庁は相談者の同意を得た上で、個人情報及び個人や事業者等を特定できないかたちで相談事例を公開することを想定しており、相談窓口の開設期間終了後も継続して同様の取り組みが行われることが期待されます。

（瀧山 侑莉花）

2. 知財高裁が、ルブタンのレッドソールを付したハイヒールとエイゾーコレクションの靴底が赤色のハイヒールとの誤認混同のおそれを否定し、ルブタンのレッドソールに係る商標登録出願に対する特許庁の拒絶査定を維持

【ファッション】【競争法】【商標】

CHRISTIAN LOUBOUTIN SAS（以下「ルブタン」といいます。）及びファッションブランド「Christian Louboutin」のデザイナー（ルブタンの元代表者）は、株式会社エイゾーコレクション（以下「エイゾー」といいます。）に対して、エイゾーが製造・販売する女性用ハイヒール（図1参照。以下「エイゾー商品」といいます。）は

¹ 本ガイドラインの内容については、https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/93744101.html をご参照ください。なお、本ガイドラインの内容については、[CULTURE & ARTS BULLETIN の Vol.11\(MHM Culture & Arts Journal- Issue 3 -\)](#)でも概要をお届けをしています。

² https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html から相談受付フォームへ移動することができます。

³ 相談内容に応じて電話又はオンラインによる対応（原則として30分程度）も行っているとのことです。

⁴ 文化庁ホームページ「文化芸術分野の契約等に関するよくあるご質問」https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/faq/index.html

CULTURE & ARTS BULLETIN

レッドソールを使用したルブタンの商品（図2参照。以下「ルブタン商品」といいます。）と類似する商品であり、エイゾー商品の販売等はルブタン商品と混同を生じさせる行為であって不正競争防止法（以下「法」といいます。）2条1項1号・2号に該当するとして、エイゾー商品の販売差止め等（法3条1項・2項）及び損害賠償（法4条）を請求（以下「本件請求」といいます。）していました。知的財産高等裁判所（以下「知財高裁」といいます。）は、2022年12月26日、エイゾー商品がルブタン商品であると誤認混同されるおそれがあるとはいえないとして、エイゾー商品の販売等の「混同を生じさせる行為」（法2条1項1号）該当性を否定し⁵、また、レッドソールは著名なものに至っているとまでは評価することができないとして、レッドソールの「他人の著名な商品等表示」（法2条1項2号）該当性を否定し、本件請求を棄却しました（以下、当該判決を「本件判決(1)」といいます。）⁶。

<図1（エイゾー商品）>

<図2（ルブタン商品）>⁷

本件判決(1)は、誤認混同のおそれが認められない理由として、①エイゾー商品とルブタン商品の価格帯が大きく異なり市場種別⁸が異なること（両商品の価格差）、②女性用ハイヒールの需要者の多くは、実店舗で靴を手に取り、試着の上で購入しているところ、直営店等はもちろん百貨店等でも、商品ブランドを示すプレート等によりブランド名が明確に表示されているうえ、両商品の中敷きにはブランドロゴが付されていること（女性用ハイヒールの取引の実情）等を挙げています。

また、本件判決(1)は、一定の需要者には靴底が赤い女性用ハイヒールは「Christian

⁵ 「混同」については、現に混同が発生している必要はなく、混同が生じるおそれとすることが判例・通説です。

⁶ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail?id=5894

⁷ 図1・図2ともに本判決別紙より引用。

⁸ 本判決は、女性用ハイヒールの市場は、大別して(i)高級ブランド品、(ii)手ごろな価格帯のブランド品、(iii)安価な無名品の3つのセグメントに分けられるとされており、ルブタン商品(最低でも8万円超、10万円超も少なくない)は(i)に、エイゾー商品(1万6,000円~1万7,000円)は(ii)に分類されるとしています。

CULTURE & ARTS BULLETIN

「Louboutin」のブランドを指すものと認識されていることは認めつつ、靴底が赤色の女性用ハイヒールは、ルブタン商品以外にも少なからず日本において流通しており、女性用ハイヒールの靴底に赤色を付した商品形態をルブタンらが独占的に使用してきたものとはいえないこと等を理由として、レッドソールが著名なものになっているとまでは評価することができないとしています。

ファッション・デザインの保護に関連する権利としては、商標権も挙げられます。ルブタンは、レッドソールについて、2015年に商標登録出願をしましたが、令和元年に特許庁から拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判請求をしました。これに対して、特許庁は、2022年に拒絶査定を維持する審決（以下「本件審判」といいます。）をしたため、ルブタンは、本件審決の取消しを求める訴訟を提起していました。そして、知財高裁は、2023年1月31日、本件審判を維持し拒絶査定を維持する判決（以下「本件判決(2)」といいます。）をしました⁹。

本件判決(2)は、レッドソールが「その商品の…その他の特徴…を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」（商標法3条1項3号）に該当することを前提とし、レッドソールのような「単一の色彩のみからなる商標」が、同号に該当するにもかかわらず「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるもの」（同条2項）として例外的に商標登録を受ける¹⁰には、「当該商標が使用をされた結果、特定人による当該商標の独占使用を認めることが公益性の例外として認められる程度の高度の自他商品識別力等を獲得していること（独占適応性）を要する」としました。そして、本件判決(2)は、③ルブタンのレッドソールの色彩及び色彩を付する位置は、ありふれたないし普通のものであり、ルブタンのレッドソールの構成態様は特異とはいえないこと、⑥ルブタンの女性用ハイヒールの中敷きには「Christian Louboutin」という文字のロゴが付されており、当該ロゴからルブタンの女性用ハイヒールの出所が認識され、又は認識され得ることは否定できないこと、⑦ルブタン以外の複数の事業者が赤色を靴底に使用した女性用ハイヒール靴を販売していたこと等の事情を認定・総合考慮し、ルブタンのレッドソールが「高度の自他商品識別力を獲得している（独占適応性がある）」と認めることができないものであることは明らか」としました¹¹。

⁹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_ip/detail?id=5919

¹⁰ 商標法3条1項3号に該当する商標が原則として商標登録を受けることができないとされているのは、「このような商標は、商品の産地、販売地その他の特性を表示記述する標章であって、取引に際し必要適切な表示としてなんびともその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであるとともに、一般的に使用される標章であって、多くの場合自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものであることによる」と解されています（最判昭和54年4月10日）。本判決(2)は、「商品の色彩は、古来存在し、通常は商品のイメージや美観を高めるために適宜選択されるものであり、また、商品の色彩には自然発生的なものや商品の機能を確保するために必要とされるものもあることからすると、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから、原則として何人も自由に選択して使用できるものとすべきであり、特に、単一の色彩のみからなる商標については、同号の上記趣旨が強く妥当するものと解される」として、商標登録により単一の色彩のみからなる商標の独占的使用を特定人に認めることの弊害を強調しています。

¹¹ 知財高裁は、単一の色彩のみからなる商標が商標登録（商標法3条）を受けるための要件について、知財高判令和2年8月19日でも類似の判断をしており、当該判決では、③商標が使用をされた結果、

CULTURE & ARTS BULLETIN

ルブタンのレッドソールを巡る、現在までの一連の動きを踏まえると、単一の色彩のみからなるファッション・デザインが日本において法的保護を受けるためのハードルは、乗り越えるのが容易でないものとなっていると評価できそうです。

(城戸 賢仁)

3. Stability AI 等の画像生成 AI の開発事業者に対する訴訟が米国及び英国で相次いで提起される

【アート・美術】【著作権】【外国法】

海外で画像生成 AI に対する著作権侵害の訴えが相次いでいます。

2023 年 1 月 13 日、米国人アーティスト 3 名が、画像生成 AI の Stable Diffusion を開発・公開した Stability AI を含む画像生成 AI の開発事業者に対して、アーティストの著作権侵害等を理由とするクラスアクションを提起した旨を発表しました¹²。

その後、画像・映像・音楽素材のライセンス提供を行う Getty Images も、2023 年 1 月 17 日、英国において Stability AI を相手方として法的手続を開始し¹³、続けて、同年 2 月 3 日には、米国デラウェア州においても、同社に対する訴訟を提起しました。

いずれの訴訟も、主として、著作物の著作権者が、当該著作権者の著作物を学習データとして利用し画像生成 AI の学習済みモデルを作成した事業者の、著作権侵害等に係る責任を問おうとするものです。

米国においては、著作権を制限するフェアユース (Fair use) という法原理¹⁴が認められていますが、画像生成 AI の開発事業者は、これまでも、学習済みモデルを作成するために他人の著作物を利用する行為はフェアユースによって保護されると主張しています。かかる主張のとおり、フェアユースのもと、学習済みモデルを作成するために他人の著作物をその著作権者の同意なく利用することができるか否かが上記訴訟の主要な法的争点の一つとなることが予想されています。

ひるがえって、日本においては、学習済みモデルの作成のために著作物を利用する行為は、著作権法 30 条の 4 (特に同条の 2 号) のもと、著作権者の同意なく行うことができると考えられています。しかしながら、「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」にはこの限りではないと定める同条但書の適用が及ぶ可能性¹⁵もあり、同条のもと学習済みモデル

特定人の業務に係る商品又は役務であることを表示するものとして需要者の間に広く認識されるに至り、その使用により自他商品識別力又は自他役務識別力を獲得していること、⑥特定人による当該商標の独占使用を認めることが公益上の見地からみても許容される事情があること、が必要であるとされています。

¹² <https://stablediffusionlitigation.com/>。また、当該訴訟に係る訴状は、<https://stablediffusionlitigation.com/pdf/00201/1-1-stable-diffusion-complaint.pdf> において公開されています。

¹³ <https://newsroom.gettyimages.com/en/getty-images/getty-images-statement>

¹⁴ 英国においてはフェアディーリング (Fair dealing) という同様の法原理がありますが、米国におけるフェアユースよりもより限定的な概念のようです。

¹⁵ 文化庁著作権課「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_17.pdf) 問 9 は、同条但書の場合に該当するか否かは、「著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的市場を阻害するかという観点から判断される」としています。

CULTURE & ARTS BULLETIN

ルの作成のため著作物を利用する行為が許容される外延は、いまだ明確になっていません。

いずれの訴訟も結論が出るまでに長期間を要することが見込まれますが、今後 AI が重要な社会インフラとなっていくことが予想される中、上記各訴訟の帰趨は、我が国の法解釈のみならず立法政策にも影響を与える可能性があります、今後も動向を注視しなければなりません。

(高橋 悠)

◆◆◆◆◆ Column ◆◆◆◆◆

“京都の文化と法 (3)”

景観権

京都では、毎年 8 月 16 日に五山の送り火が行われる。お盆に帰ってきたお精霊さんを大文字、妙法、船形、左大文字、鳥居形の送り火で送り出す行事である。これを大文字焼きと呼ぶ人がいるが、ほとんどの京都人が気を悪くするので、ご注意ください。幼いころは、小学校の屋上から五山の送り火をきれいに見ることができたが、高い建物が建つようになり、次第に見えるものが減っていったと記憶している。

このような景観の保護は、難しい問題であるが、国立マンション事件の最高裁平成 18 年 3 月 30 日判決が「良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益（以下「景観利益」という。）は、法律上保護に値するものと解するのが相当である」と判示しつつ、「景観利益を超えて『景観権』という権利性を有するものを認めることはできない」と判示して、一応の決着をみた。景観権については、京都でも裁判がいくつも起きており、京都地裁の裁判例と争点になった景観についてご紹介したい。

昭和 48 年 9 月 19 日決定は、岡崎の料理旅館の隣地の鉄筋コンクリートの 5 階建てビルの工事中止の仮処分が認められた事例である。岡崎には、平安神宮をはじめ、京都市美術館、国立近代美術館、京都市動物園等の文化施設が集まっており、大文字山をはじめとする東山の稜線を望める美しい地域である。近隣には、明治大正時代の別荘が立ち並んでおり、野村證券の創業者である野村徳七の碧雲荘、山県有朋の無鄰菴等がある。無鄰菴では、1903 年 4 月 21 日、山県のほか、伊藤博文、桂太郎、小村寿太郎が集まって日露戦争直前の対露交渉について話し合った。俊寛らが山荘に集まって平家打倒の謀議をしたという平家物語で有名な鹿ヶ谷もこのあたりであり、平安時代から風光明媚な別荘地として栄えたのであろう。

CULTURE & ARTS BULLETIN

平成4年8月6日決定は、それまでの45メートルの高さ制限を緩和して、当時の総合設計制度に基づき高さ60メートルの京都ホテル（現在は京都ホテルオークラ）のを建築することに関し、建築禁止の仮処分申立が却下された事例である。筆者が司法修習生のころに反対運動が盛り上がっていた。それまでは、高さ131メートルの京都タワーが唯一の例外的な高層建築物であった。京都タワーは、1964年に完成したが、その際も東寺の五重塔より高い建物を建ててよいかということで、論争があったとのことである。1994年に京都ホテルが完成し、同じく高さ60メートルの京都駅ビルが1997年に完成した。

平成22年10月5日判決は、船岡山の南端の5階建てのマンションの建築について、景観権侵害の損害賠償を斥けたものである。船岡山は、平安京の北を司る玄武とされ、枕草子にも「岡は船岡」と書かれた景勝地である。船岡山から大文字、左大文字、妙法、船形の4箇所を送り火を拝むことができることも景観権の根拠のひとつとして主張されているが、やはり京都人にとって、五山の送り火が見えるかどうかというのは、気になるポイントなのである。

平成29年3月30日判決は、下鴨神社に隣接する土地に3階建てのマンションを建築するにあたり、風致地区条例に基づく現状変更行為の変更許可に対する取消し請求を却下したものである。下鴨神社は、賀茂川と高野川が合流するあたりにあり、世界遺産にも登録されている美しい神社である。境内には、糺の森といううっそうとした原生林もある。葵祭は、下鴨神社と上賀茂神社の祭りであるが、平安時代から続くものであり、枕草子、源氏物語、徒然草で描かれる祭りとは葵祭のことである。方丈記の鴨長明は下鴨神社の神官の家系であり、境内に方丈の庵が再現されている。下鴨神社のさらに合流地点寄りには、京都家庭裁判所があり、京都家裁所長官舎もあった。上記の判決は、家裁の隣地のマンション建設について争われたものであり、裁判官も複雑な心境だったのではないだろうか。京都家裁所長官舎は、旧三井財閥の下鴨別邸であり、戦後の財閥解体に伴い、裁判所のものになったということであるが、森に囲まれた立派なお屋敷であった。司法修習生時代にお招きいただいたことがあるが、月見櫓なるものが存在しており、月見の際、月の光で照らされた櫓の中の幻想的な雰囲気感動したことを思い出す。当時の京都地裁所長官舎も旧有栖川宮邸というお屋敷であったが、現在はいずれも所長官舎としては、使用されておらず、文化財として登録されているとのことである。賀茂川と高野川が合流するポイントは、鴨川デルタと呼ばれており、映画、ドラマ、旅番組等のロケに頻繁に使われる美しい場所である。なお、鴨川は、高野川と合流して以降が鴨川であり、合流するまでは、賀茂川である。

話はそれだが、下鴨神社も時代劇の撮影によく使われており、筆者も暴れん坊將軍の撮影に遭遇したことがある。京都では、映画やドラマの撮影がよく行われており、街を歩くと芸能人によく出会った。絶対数は東京の方が多はずだが、京都の方が目につきやすいのだと思う。有名歌舞伎役者の早朝ジョギングに出くわすこともある。朝ドラ「カムカムエヴリバディ」の主人公ひなたが映画村にはまっていた

CULTURE & ARTS BULLETIN

が、筆者も東映太秦映画村が好きであった。小学生の頃は、時代劇全盛期であり、銭形平次の家等の江戸の街を再現したオープンセットや侍の扮装をした俳優の姿に心弾ませた。中でも、日本橋のセットのカメラに映らない裏側が階段になっていたのには、心底驚いた。

今回は、京都の景観訴訟について書いたが、たしかにいずれも風光明媚な景観ばかりであり、ぜひ一度訪ねてみて頂きたい。

(横山 経通)

【編集後記】

- ◇ ハイヒールのレッドソールについては、知財高裁は、不正競争防止法・商標法いずれの争点に関してもルプタン側の請求をしりぞけました。このうち、例えば誤認混同のおそれについて、知財高裁が採用する判断枠組みの下では、①両商品の価格差や②女性用ハイヒールの取引の実情から、そのおそれが認められないとの結論も理解できる一方で、①や②を持ち出すと、オマージュの対象となりやすい高級ブランド品ほど誤認混同のおそれなしということになりかねないジレンマがあります。図 1 (エイゾー商品) と図 2 (ルプタン商品) の外観 (画像) は、ストレートに両者の類似性を視覚に訴えかけてきますが、その問題は不正競争防止法・商標法以外の法律や、あるいは法律以外の領域で解決されるべきということになるのでしょうか。
- ◇ 巷を賑わすジェネレーティブ AI ですが、Lawyer's Pick でも述べられているとおり、著作権法との関係が未整理の部分もあります。2022 年には、AI を用いて作成された作品が米国コロラド州の美術コンテストで優勝したことが話題になりました。仮にジェネレーティブ AI が著作権法上問題ないということになった場合、有り体に言うと、芸術分野における AI の利活用や人との役割分担のあり方のみならず、より本源的に、人の創造性とは・美術作品の「価値」とは何なのかというテーマに向き合うことが必要になると思われます。
- ◇ 京都の文化と法をとり上げた一連のコラムも今回が最後です。京都ではマンション需要が今なお旺盛であり、建設プロジェクトが何件も進行しています。歴史的な景観や環境はひとたび損なわれると回復できないという不可逆性があり、(法律や裁判所の判断もさることながら、) 行政として、京都が文化都市としてどうあるべきかについての明確なビジョンに基づいた大局的・中長期的な視点でのまち作りが求められます。

(編集担当：小田 大輔、城戸 賢仁)